

資料 2 現行「文京区都市マスタープラン 2011」の概要

1 現行「文京区都市マスタープラン」の構成

はじめに

1 まちを取り巻く背景

文京区を取り巻く状況の変化などから、主な課題を整理しています。

2 魅力にあふれるまちをめざして

2-1 文京区の魅力

2-2 魅力を生かすまちづくりに向けて

文京区の魅力要素を整理し、魅力にあふれるまちをめざすための取り組み方針を示しています。

3 まちづくりの目標と将来構造

3-1 まちづくりの目標と将来の姿

3-2 まちの将来構造

「まちを取り巻く背景」と、「魅力にあふれるまちをめざして」を踏まえ、まちづくりの目標と将来の姿を設定し、将来構造を示しています。

4 部門別の方針

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成の方針

4-6 防災まちづくり方針

4-7 魅力を生かすまちづくり方針

「まちづくりの目標と将来の姿」、そして「まちの将来構造」を実現するために、まちづくりに関わる7部門を設定し、部門別の方針を示しています。

5 地域別の方針

5-1 都心地域

5-2 下町隣接地域

5-3 山の手地域東

5-4 山の手地域中央

5-5 山の手地域西部

文京区を3地域5区分に分け、地域ごとに現況と課題を踏まえ、将来の姿を設定し、まちづくり方針を示しています。

6 実現化に向けて

「まちづくりの目標と将来構造」、「部門別の方針」、「地域別の方針」の実現に向け、必要な推進方針について示しています。

2 都市マスタープランの位置付け(現行)

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たします。

都市マスタープランに示す方針の実現化に向けた具体的な施策は、個別都市計画や、まちづくりに係わる個別部門計画、まちづくり基本計画などにおいて別途定められます。都市マスタープランと各種計画との整合は、必要に応じて計画の策定や改定を進める中で図ります。

3 計画期間(現行)

現行都市マスタープランは、平成23年度(2011年度)を基準年として、おおむね20年後の平成42年度(2030年度(令和12年度))を目標年次としています。

4 まちづくりの目標と将来構造(現行)

1 まちづくりの目標

～協働で次世代に引き継ぐ～

安全で快適な魅力あふれるまちづくり

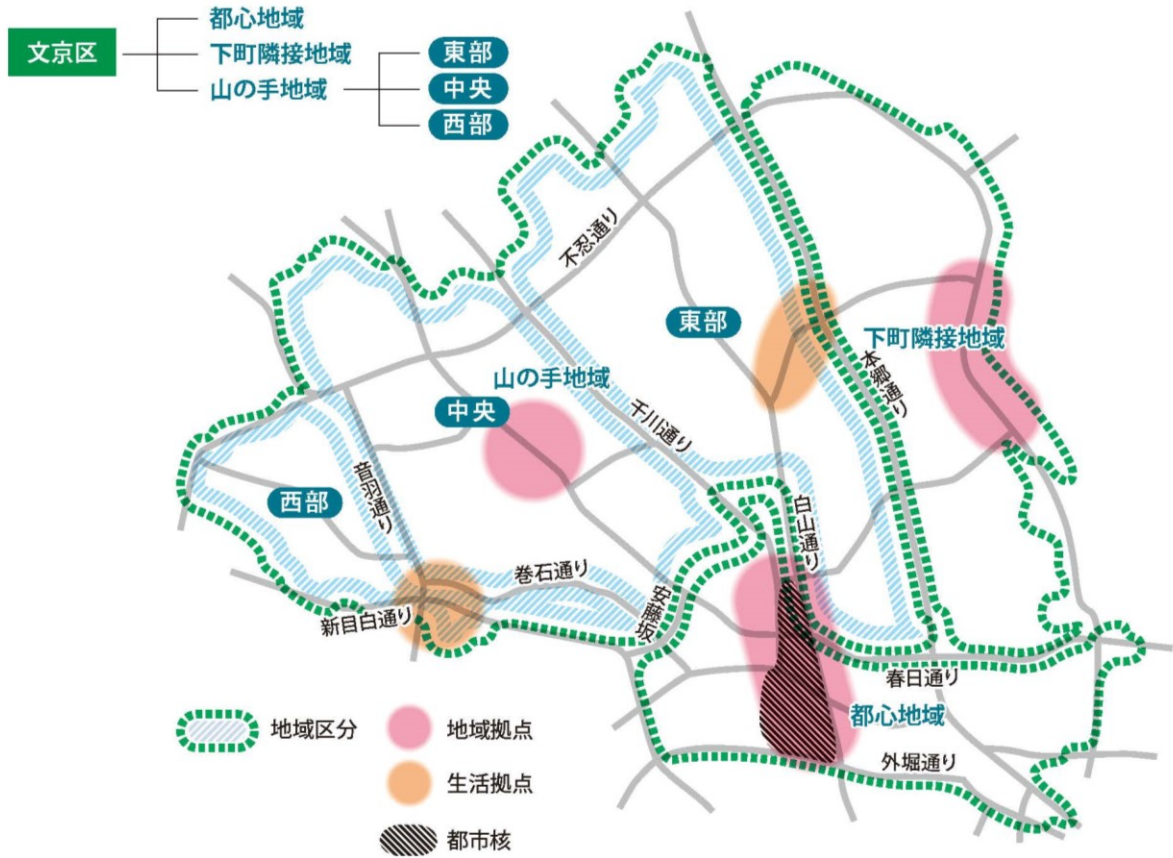
2 将来の姿

- ①文京区らしい個性が活かされたまち ②安心して暮らせる安全なまち
- ③快適で活力のあるまち ④区民等と区が協働する心が通う豊かなまち

3 まちの将来構造

- 地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を都心地域・下町隣接地域・山の手地域(東部・中央・西部)の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに中心となる拠点を配置します。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。
- 文京シビックセンターを中心に高次の都市機能を集積することによって、文京区のみまちづくりをリードするとともに、中心的な役割を果たす区全体の核として、「都市核」を都心地域における地域拠点の中に配置しています。
- 拠点の結びつきを強化するため、南北方向を主体とした道路と、これを補完する東西方向の道路を結ぶネットワーク軸を配置します。また、まとまった緑の空間を相互に結ぶ緑と水のネットワーク軸を配置しています。

■ 現行地域区分と拠点の位置



原則、ここまでは、現行の内容を引き継いで見直しを進めます。ただし、部門別の方針等、詳細の検討を受けて、内容の変更等がある場合は、必要に応じて変更、追加等を行います。